

平成28年度 第101回全体会 議事録

開催日時	平成28年 8 月 8 日（月） 午後 1 時00分～				
開催場所	たかじょう庁舎 6 階会議室				
出席委員	楠瀬 裕久 横山 桂一 鍋島 義信 澤本 和男 竹内 義昭 前田貴美雄 吉川 祐二	長野 巡 高橋 政継 平田 文彦 福永 琢巳 田鍋 剛 宇賀 巖 以 上 31 名	西野 幸一 加藤 孝幸 大野 哲 宮田 義久 門田 博文 矢野 強	西本 統洋 田内 正博 久保田彦昭 和田 善次 中山 忠明 川澤 一博	森本 常喜 成岡 三男 山崎 茂盛 川村 隆一 松田 環 久保壽美男
欠席委員	高木 妙 上田 博	氏原 嗣志 以 上 6 名	今村 幸一	島田 研一	雨森 廣志
市長部局	<農林水産課> 尾谷課長 高橋係長 河原主査捕 林主事 以 上 4 名				
事務局	吉良事務局長 藤田主任	岩崎次長 廣末主事	榮枝管理主幹 以 上 7 名	堀内係長	長澤主任
議 題	議案第 1 号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 議案第 2 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件				

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。(午後 1 時 00 分～)
議事録署名委員	議長が、福永琢巳委員 川村隆一委員を指名する。
議 事 議長	それでは、お手元に配布いたしました全体会次第により議事を進めてまいります。 それでは、議事に移ります。 議案第 1 号「高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件」について、農業振興地域整備計画の策定または変更の場合、農振法施行規則第 3 条の 2 におきまして、農業委員会の意見を聞くものと定められております。 農林水産課より説明願います。
尾谷課長	— 議案第 1 号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号 1 について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	資料 1－2 の所ですが、相続はいつしておりますか。5 年以上、荒果てていたら非農地証明でいくはずです。その基準で今回は農業振興地域の除外となっておりますので、第三者が見た時に分からないので、「何年前から」と書いていた方がいいのではないかと思います。質問させていただきました。
議 長	農林水産課より説明願います。
尾谷課長	相続の年ですが、手元に資料がなく、事務所に戻り調べるようにします。
西本委員	何年前から荒らされているか見ても分からないので、何年前から耕作していなかったのかそれが分かればいいです。

尾谷課長	私も現地の方に行きましたけど、耕作はされておらず、相当以前から荒れていると確認はさせていただいております。非農地証明の話がありましたけど、農業振興地域のエリアでは非農地証明は出さないということで、農業委員会と農林水産課の方で3年程前に打ち合わせをしております。そうしないと農業振興地域でありながら、5年以上は荒れているから非農地とすると、整理がつかなくなるので、「転用している所の判断と網掛け（農振地域）にしている部分の判断は別にしよう」ということで現在は進めております。
議長	相続の話がございましたが、事務所で日付の確認をするということです。他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	それでは、お諮りをいたします。整理番号1につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしと認めます。よって整理番号1につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号2について 説明 —
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —

議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号2につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号2につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号3について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号3につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号3につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号4について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号4につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号4につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号5について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号5につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号5につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号6について 説明 —

議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号6につきましては、変更はやむを得ないものをして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号6につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号7について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号7につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号7につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。

尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号8について 説明 —
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	それでは、お諮りをいたします。整理番号8につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号8につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 議案第1号 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 整理番号9について 説明 —
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	他の地区は土木委員の承諾書がありますが、この地区は改良区ですので、改良区の方からの同意書は要らないのでしょうか。切図を見ると、道が改良区の所有となっているようですが、承諾書はもらっているのでしょうか。
議長	農林水産課より説明願います。
尾谷課長	改良区は高知市介良乙丙改良区となっており、団体協議をしまして、「意見なし」ということです。土地につきましては、改良区の所有となっています。

尾谷課長	が、農道と合わせて公衆用道路となっています。この状況を知ったうえで、改良区に了解を得たところです。今回抜かっておりましたが、土木委員にも判子をいただくようになっていますので、今後はそれを農業委員会の方に出すようにします。
大野代理	前回、土地改良区のある所は土木委員の意見は要らないということでしたが、土木委員のやらないといけない業務内容も変えないといけません。
尾谷課長	1年前ぐらいだったと思いますが、土地改良区のある場所は、「土木委員の意見は要らないのではないか」ということで進めてきておりましたが、土地改良区のある場所であっても、地区の土木委員に農道、水路の関係については意見をいただくようになりましたので、今回その部分が抜かっておりましたので、添付するようにいたします。また、土木委員の方も高知市の土木委員条例等で業務内容も定められておりましたので、そちらも修正するような形にしていきたいと思います。
議 長	先程、西本委員から話があった土木委員と改良区の話があり、大野代理や尾谷課長の方からお答えをいただきましたが、土木委員の条例・規則等を見直していかないといけないということと、土地改良区もある程度は署名をしないといけないということがございました。この件については、土木委員の署名がないわけですので、それを付けたものとして進めさせていただいてよろしいでしょうか。
議 長	西本委員，どうぞ。
西本委員	関係書類として土地改良区でもらったら、資料に綴じておくものではないですか。事務局が持っているといっても我々が分からないもので、今後そのようにしていただきたいと思います。

尾谷課長	その件につきましては、農振法の団体協議として、農業委員会、改良区、農協、森林組合の4つの団体の同意をいただくことになっております。この場所は、農業委員会の意見としていただくようにしておりまして、従来から付けていないということです。逆に改良区の方は文書で書類のやり取りをさせていただいておりますけれども、農業委員会、農協の意見などは付けておりません。同じ団体という形で扱っておりますので、「どちらかが出してどちらが出さない」というのもどうかというように考えます。ただ、土木委員については、地元の農道、水路に影響することですので、そちらについては、意見をいただく形を検討しないといけないと思いますので、ご了承いただけたらと思います。
議 長	他にございませんか。
森本委員	別の話ですが、介良で2 m以上の市道としておりましたが、私が耕地課にいる時に農林水産部の事業として全部広げました。現在は3 mの道になっておりまして、広げた所は税金の掛からない改良区の通りにしております。市道は農林水産部の仕事にしたらいけないけど、こっそりやったということです。不便で市道は広げることができないということで、3 mずつ広げております。所有を改良区の連合に分筆しまして、3 mにしています。今度住宅を建てるときは4 mないといけないので、両側に側溝を付けていただいたら市道になるという解釈で当時やったことです。
尾谷課長	資料の9-7に計画平面図がありますが、現地に行って調べたら道路は4.1 mあります。市道という形で位置付けとなっておりますので、補修とか改修などがありましたら道路管理課等に連絡していただけたらと思います。建てられる建築についても4 mありますので、セットバックの必要なく公共用地として管理しています。
議 長	他にございませんか。

議 長	土木委員の承諾書はございませんが、「次から必ず付ける」と確約をいただいておりますので、そのようにさせていただきます。 それでは、お諮りをいたします。整理番号 9 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号 9 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次の項目に移ります。
尾谷課長	— 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更 整理番号 10 について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。整理番号 10 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、整理番号 10 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 次に、編入案件に移ります。 編入案件について説明をお願いいたします。
尾谷課長	— 編入案件 整理番号 1～3 について 説明 —

議 長	編入案件の整理番号 1 ～ 3 について一括して説明がありましたが、一つずつ見ていきたいと思います。 整理番号 1 について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。編入案件の整理番号 1 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、編入案件の整理番号 1 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 続きまして、編入案件の整理番号 2 について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	それでは、お諮りをいたします。編入案件の整理番号 2 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、編入案件の整理番号 2 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 続きまして、編入案件の整理番号 3 について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —

議 長	それでは、お諮りをいたします。編入案件の整理番号 3 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしと認めます。よって、編入案件の整理番号 3 につきましては、変更はやむを得ないものとして回答することといたします。 以上で、議案第 1 号については終わります。 先程、西本委員から質問があった相続のことについて調べてきていただきましたので報告があります。
河原主査捕	高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の整理番号 1 の相続のことについてですが、全部事項証明書で確認したところ昭和 54 年 9 月 27 日で相続しております。
森本委員	墓地を作る時に昔は保健予防課の承諾が必要でしたが、今は要りませんか。
尾谷課長	要ります。
森本委員	町内会の方で、この霊園を作る時に問題がありました。その後は拡張しています。
尾谷課長	墓地法というのがあって現在は環境保全課が引き継いでやっております。新たに墓地を構える場合には、建設する所から半径 100m の範囲内の周辺の同意等得て構えます。そういった所管がありまして、こういった農振除外の関係で墓地が出てくるケースがあります。なので、こういった農業委員会の全体会をする前に市役所内の関係各課が集まって農振幹事会というのをやっています。この案件について、除外、転用、墓地であれば墓地の開発ができるかどうかということを各担当で話し合っ調整をしたうえで持ってきております。その時

尾谷課長	にそういった話も聞いておりますので、今回の霊園等はクリアしております。
森本委員	個人でやる場合は、自分の許可なしに何をやっているかと。
尾谷課長	事前に会をしておりますので、「ここに墓地を作る予定です」という話をしまして、相談がなければ相談するようにと、我々の方も本人には墓地のことについては環境保全課に協議してくださいという形で進めております。
前田委員	2月にソーラーパネルで農業振興地域を外した話ですが、その後は管理をせずに草が生えていますが、農林水産課で指導はできますか。
尾谷課長	7月の下旬に農業振興地域の除外をしたばかりなので、これから農地転用の手続きに入ります。
前田委員	ずっと草が生えてそのままの状態です。
尾谷課長	虫が湧くようなこともありますので、本人に話をしておきます。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
	— 農林水産課 退席 —
議 長	続きまして、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について」事務局より、説明願います。
長澤主任	議案第2号 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件」についてご説明いたします。

長澤主任	相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、納税猶予に係る相続税の申告書の提出期限から 20 年を経過するのに伴い、特例農地等の利用状況等について税務署から依頼がありましたので、現地確認を行いました。 まず、案件①についてご説明いたします。議案書 1 ページから 2 ページにかけてご覧ください。本案件は、被相続人が平成 8 年 1 月 30 日に亡くなられたことにより、相続人が相続した潮江，大津，春野町の計 18 筆，14,224.00 ㎡についてです。分筆のため申告時と面積が異なっているところがあります。本案件はすべて農地として耕作，もしくは管理されていました。 次に案件②につきては、議案書 3 ページをご覧ください。本案件は、被相続人が平成 8 年 1 月 25 日に亡くなられたことにより、相続人が相続した潮江の計 3 筆，2,658.00 ㎡についてです。本案件もすべて農地として耕作，もしくは管理されていました。 次に案件③について、議案書 4 ページから 5 ページにかけてご覧ください。本案件は、被相続人が平成 8 年 1 月 13 日に亡くなられたことにより、相続人が相続した大津の計 18 筆，9,955.68 ㎡についてです。本案件はすべて農地として耕作されていました。 以上 3 件です。 これらの案件につきては、地元の農業委員さんと現地確認を行い、税務署へ特例農地等の利用状況の報告をいたしましたので、追認をお願いします。 ご説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は議案どおり追認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —

議 長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり追認することといたします。 その他の件に移ります。 事務局より、「今後のスケジュールについて」説明願います。
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	先程、説明がありましたが、8月30日、31日は我々、農業委員の最後の研修でございますので、多くの方に参加していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。農業委員全員の研修は県下の全員の農業委員ということでしょうか。
岩崎次長	そうです。
議 長	全農業委員と書いていますが、今までは東部、中部、西部の3ブロックに分かれておりましたが、今回は中部の予定です。初めてでございますので、多くの方の参加をお願いしたいと思います。 他に意見もないようですので、以上をもちまして、第101回全体会を閉会いたします。
閉 会	議長 門田博文が挨拶をして閉会を宣す。(午後2時16分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 11 月 7 日

議 長

門 田 博 文

議事録署名委員

福 永 琢 巳

議事録署名委員

川 村 隆 一

議事録作成者

廣 末 翔 太